

第1回安全性検討会議資料

情報公開条例及び審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（抄）

平成21年10月7日

宮 城 県

○情報公開条例

第3章 会議の公開

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

○審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱

（審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以後の会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。

- 2 審議会等の会議を一部公開又は非公開とすることを議決した場合、担当課所の長は、その理由と議決の結果を会議録等に記録するとともに、別紙2により県政情報公開室長に報告するものとする。
- 3 審議する事項が追加されること等により、第1項による決定を変更した場合、担当課所の長は、別紙2により直ちに県政情報公開室長にその旨を報告するものとする。
- 4 県政情報公開室長は、担当課所の長から前2項による報告があった場合は、その内容を県政情報センター及び県政情報コーナー（仙台地方県政情報コーナーを除く。）において閲覧に供するものとする。